

【貨物】行政処分状況（令和8年2月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	みやぎ運送株式会社 代表者 宮城重人 (法人番号3360001031889) 沖縄県国頭郡名護市城1丁目11番14号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	名護営業所 沖縄県国頭郡名護市字伊差川967番地3
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(35日間)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>令和7年12月1日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査実施。9件の違反が認められた。</p> <p>(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項) (3)定期点検整備等の一部未実施(道路運送車両法第48条) (4)点呼の未実施(安全規則第7条第1項～第3項) (5)業務の記録義務違反(安全規則第8条) (6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条) (7)運転者等台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (8)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (9)初任運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項)</p>
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 34点 (当該営業所) 34点

【貨物】行政処分状況（令和8年2月分）

貨物軽自動車

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和8年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	日本郵便株式会社 代表者 小池 信也 (法人番号1010001112577) 東京都千代田区大手町2丁目3番1号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	玉城郵便局 沖縄県南城市玉城當山151-3
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(49日車)
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。 1件の違反が認められた。 (1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)